

反訴の提起について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市を被告とする東京地方裁判所立川支部平成 30 年(ワ)第 2360 号損害賠償請求(交通)事件に関し、反訴を提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

反訴の提起について

青梅市は、東京地方裁判所立川支部平成 30 年(ワ)第 2360 号損害賠償請求(交通)事件(以下「本件訴訟」という。)にかかる事案において、所有していた庁用車に損害が生じたため、本件訴訟に関して、下記のとおり反訴を提起する。

記

1 反訴の相手方

東京都青梅市長淵

2 本件訴訟の概要

本件訴訟は、平成 30 年 3 月 16 日に青梅市内で発生した庁用車と相手方車両との交通事故において、青梅市の職員が運転上の注意義務を怠ったために、相手方車両を破損させ、相手方の身体に傷害を負わせたとして、相手方が、国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項にもとづき、青梅市に対し、損害の賠償を求めた事件である。

3 反訴の概要

本件訴訟にかかる事案においては、青梅市が所有していた庁用車についても損害が生じている。そこで、相手方に対し、当該損害の賠償を求める反訴を提起するものである。

4 請求の趣旨

(1) 相手方は青梅市に対し、次に記載の金額を支払え。

ア 金7万1400円

イ 上記金額に対する平成30年3月16日から支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。